

国際剣道連盟規約

国際剣道連盟

第1章 総則

第1条（名称）

本連盟は、国際剣道連盟（以下「国際剣連」という）と称する。

第2条（構成）

国際剣連は、各国を代表する唯一の国内剣道統轄団体（以下「加盟団体」という）により構成される。

第3条（所在地）

国際剣連の事務局は、日本国東京都に置く。

第4条（用語）

国際剣連の公式用語は、日本語及び英語とし、技術用語は日本語を用いる。

第5条（性格）

国際剣連は、剣道、居合道及び杖道に関する非政治的な友好団体であって、人種、宗教、信条、その他による如何なる差別をも認めない。

第2章 目的及び事業

第6条（目的）

国際剣連は、剣道の国際的普及振興をはかり、あわせて剣道を通じ加盟団体相互の信頼と友情を培うことをもって目的とする。

第7条（事業）

国際剣連は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 各国剣道連盟組織発展に対する各種援助
- （2） 講習会、研究会などの開催並びに援助
- （3） 国際試合に関する規則の制定
- （4） 段級位審査に関する基準（ガイドライン）の制定
- （5） 世界剣道選手権大会の開催
- （6） 技術問題、用具等についての情報交換
- （7） その他前条の目的達成に必要な事業

第3章 加盟、脱退、除名

第8条（加盟申請資格）

国際剣連へ加盟申請を行おうとする団体は、細則に定める条件を満たしていなければならない。

第9条（加盟申請）

加盟申請は、細則に定める所定の手続により、期限内に国際剣連に提出されなければならない。

第10条（加盟審査）

国際剣連は、前条の申請を受理したときは、加盟申請を行った団体（以下「申請団体」という）について調査を行い、理事会にて審査の上加盟の可否を決定する。

- ② 前項に基づき加盟が決定した場合、理事会の審査結果は、審査後最初に開かれる総会で報告され、その承認を得なければならない。

第11条（加盟団体への登録）

国際剣連の加盟団体に登録する会員（個人）は、重複して他の加盟団体に登録することはできない。

第12条（脱退の手続）

加盟団体が国際剣連からの脱退を希望するときは、文書による届出を国際剣連へ提出しなければならない。

- ② 前項に規定する届出を国際剣連が受領した日をもって当該加盟団体は国際剣連を脱退したものとみなされる。この場合、当該加盟団体の脱退は、その後最初に開かれる理事会及び総会にて報告される。

第13条（除名の申立）

何人も、加盟団体が細則に定める除名申立事由に該当する場合は、国際剣連に対し当該加盟団体の除名を申し立てることができる。

第14条（除名の審議）

国際剣連は、前条に定める除名の申立を受理したときは、速やかに実情を調査し、当該加盟団体の除名の可否を理事会において審議し、決定する。

- ② 前項に基づき除名が決定した場合、理事会の審議結果はその後最初に開かれる総会にて報告され、その承認を得なければならない。

第4章 機関

第15条（総会）

総会は、国際剣連の最高決議機関であり、規約の改正、予算及び決算の承認、大会その他の事業計画、役員を選出など一切の重要事項を決議する。

第16条（総会の開催）

総会は、国際剣連会長（以下「会長」という）の招集により、3年ごとに定期的で開催する。

第17条（総会の構成）

総会は、役員及び各加盟団体会長をもって構成し、会長が議長となる。

第18条（総会の成立）

総会は、構成員の半数以上の出席によって成立する。

- ② 構成員は、委任状を提出して代理者を出席させることができる。
- ③ 各議案は、出席構成員の議決権の過半数により決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- ④ 総会における議決権数は、各加盟団体会長1名につき1議決権、1役員(監事を除く)につき1議決権とする。故に、各加盟団体会長が役員を兼務している場合、役員が複数の役員を兼務している場合は、その者の議決権数はその分加算される。

第19条（理事会）

理事会は、総会に提出する議案の検討を行い、総会での決議の可否を決定する。

- ② 理事会は、総会での決議を要する事項のうち、緊急を要するものについては、これを決議することができる。ただし、この場合は、その後最初に開かれる総会において、かかる決議事項を報告し、承認を得なければならない。

第20条（理事会の開催）

理事会は、会長の招集により、毎年1回定期に定時理事会を、その他必要に応じ臨時理事会を開催する。

第21条（理事会の構成）

理事会は、監事を除く役員をもって構成し、会長が議長となる。

第22条（理事会の成立）

理事会は、構成員の半数以上の出席によって成立する。

- ② 理事会への代理者の出席は認めない。ただし、欠席者は、書面により意見の表明ができる。
- ③ 各議案は、出席構成員の議決権の過半数により決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- ④ 理事会における議決権数は、1役員（監事を除く）につき1議決権とする。故に、役員が複数の役員を兼務している場合は、その者の議決権数はその分加算される。
- ⑤ 理事会は、予め過半数の合意を得た場合に限り、書面審議によって決議をなすことができる。この場合は、その後最初に開かれる理事会にその経過を報告しなければならない。

第5章 役員

第23条（役員）

国際剣連には次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 事務総長 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

第24条（役員を選出方法）

役員を選出及び任命は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事会において選出する。
- (2) 副会長は、日本及び次項の区分による各地域からそれぞれ1名を推薦し、会長が任命する。
- (3) 理事は、日本から4名、日本以外の理事国から各1名を総会において選出する。
- (4) 事務総長は、会長が理事会に諮って任命する。
- (5) 監事は、理事会の承認を得て総会において選出する。ただし、監事が他の役員を兼ねることはできない。

- ② 理事国は、日本及び次の区分による各地域から互選により選出される国とする。
 - (1) 日本を除くアジア地域から2か国
 - (2) アメリカ地域から3か国
 - (3) ヨーロッパ地域から3か国
- ③ 理事国から選出される理事は、当該理事国の加盟団体会長又はその加盟団体会長の推薦する者とする。
- ④ 日本以外の理事国は3年ごとに改選する。ただし、再選を妨げない。

第25条（役員の仕事）

役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、国際剣連を代表し、これを総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは予め会長の定めた順序により会長の仕事を代行する。
- (3) 理事は、理事会の構成員としてその仕事を遂行する。
- (4) 事務総長は、国際剣連の仕事を総括し、あわせて財務及び諸事務管理を行う。
- (5) 監事は、国際剣連の会計その他の会務を監査する。

第26条（役員の仕事）

役員の仕事は、すべて3年とし、再任を妨げない。

- ② 役員が死亡、病気その他の事由によりその仕事を続けることができない場合は、会長が理事会に諮って後任者を任命する。ただし、理事については、当該理事が所属する理事国の加盟団体会長又はその加盟団体会長の推薦する者が後任者となる。
- ③ 任期途中での後任者は、前任者の仕事を継承するものとする。
- ④ 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間引き続きその仕事をを行う。

第6章 財務と会計

第27条（財務）

国際剣連の運営に要する費用は、加盟金・年次会費・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第28条（加盟金・年次会費）

加盟金及び年次会費の金額については、総会においてこれを定める。

第29条（年次会費の支払）

加盟団体は、国際剣連の指示に従い、当該会計年度の最終日までに年次会費を支払わなければならない。

- ② 加盟団体が3年以上正当な事由なくして会費を滞納した場合には、理事会の決議により、当該加盟団体及び当該加盟団体に登録する会員の世界剣道選手権大会等の行事への参加を拒むことができる。

第30条（会計年度・決算・報告）

国際剣連の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- ② 事務総長は、毎年度末より3か月以内に事業内容及び決算について監事の監査を受け、その後最初に開かれる定時理事会で報告をする。
- ③ 会長は、3年ごとに3期一括で総会に対し会計報告を行い、その承認を受ける。

付則

1. 本規約は1970年4月4日より施行する。
2. 本規約は1973年4月9日より一部改定し施行する。
3. 本規約は1988年5月27日より一部改定し施行する。
4. 本規約は1997年3月26日より一部改定し施行する。
5. 本規約は2000年3月23日より一部改定し施行する。
6. 本規約は2003年7月3日より一部改定し施行する。
7. 本規約は2006年12月7日より一部改定し施行する。
(英文規約における略称をIKFからFIKに変更のみ)

国際剣道連盟規約 細則

第1条（加盟申請の条件）

国際剣道連盟規約（以下「規約」という）第8条に定める条件は以下のとおりとする。

- （1） 50名以上の登録会員を有し、現在既に剣道の活動を行っていること。
- （2） 組織設立後2年以上経過していること。
- （3） 適格な指導者を有すること。（複数の三段以上の者が、指導していることが望ましい。）
- （4） 国際剣連年次会費の支払い及び世界剣道選手権大会へ参加ができる財政的基盤があること。
- （5） 2加盟団体の推薦を得られること。（うち少なくとも1加盟団体は、同一地域にある団体でなければならない。なお、地域については、別紙参照）
- （6） ヨーロッパ地域においてはヨーロッパ剣道連盟に加盟していなければならない。

第2条（加盟申請手続）

規約第9条に定める所定の手続とは、以下の書類を提出することをいう。

- （1） 国際剣連所定の加盟申請書（必須）
- （2） 2加盟団体からの推薦文書（必須）
- （3） 申請団体の会則等規約（必須）
- （4） 申請団体の会員名簿（必須）
- （5） その他申請団体が審査の補助的資料として提出する各種文書（任意）

第3条（加盟申請の申請期限）

加盟申請者は、総会で承認を受けるためには、当該総会の開催月から起算して18ヶ月前までに、前条に定める書類を提出しなければならない。

第4条（審査における調査項目）

加盟申請を受理後、国際剣連は、規約10条により、主に申請団体の以下の各項目について調査を行う。

- （1） 設立、組織及び傘下の組織に関すること
- （2） 役員に関すること
- （3） 会則等規約に関すること
- （4） 財政状況に関すること
- （5） 登録会員数、有段者数に関すること
- （6） 稽古等の活動状況に関すること

- (7) 大会、講習会等の実施状況に関する事
- (8) 指導者に関する事
- (9) 申請団体の、その国における認知度等に関する事

- ② 調査は、提出書類の内容精査、及び必要に応じてその他の方法により行う。
- ③ 規約第2条に抵触する可能性のある団体の加盟申請については、都度理事会に諮り、その承認を得た上で調査を開始することとする。

第5条（新規加盟国の加盟金・年次会費の支払）

規約第10条第1項により加盟が認められた団体は、その加盟決定の会計年度最終日まで加盟金及びその年度の年次会費を支払わなければならない。

第6条（除名申立事由）

規約第13条の「除名申立事由」とは、以下のとおりとする。

- (1) 正当な理由なく、年次会費を継続して3年以上滞納した場合。
- (2) 剣道の指導と普及が不十分と考えられる場合。
- (3) 剣道指導を不当に商業目的に利用した場合。
- (4) 当該国内に、他により適当な剣道団体が成立した場合。
- (5) その他当該加盟団体の存続が相応しくないと考えられる場合。

- ② 除名を申し立てる者は、文書にて申立てを行わなければならない。また、あわせて前項の事由を明示する証拠を提出しなければならない。

別紙

「地域」の定義

国際剣道連盟規約及び細則における「地域」とは、以下の地域を指す。
ただし、国家の分裂・統合、新規加盟申請その他の地域に属するかが明確でない場合については、都度属する地域を理事会に諮って確定するものとする。

アジア地域： 日本を含む東アジア、東南アジア、南アジア、西アジア、オセアニア、南太平洋諸島、中近東の一部

アメリカ地域： ハワイを含む北米、中米、南米

ヨーロッパ地域： 西ヨーロッパ、ロシアを含む東ヨーロッパ、中近東の一部、アフリカ